

議案第 24 号

所沢市立所沢図書館設置条例制定について

所沢市立所沢図書館設置条例を別記のとおり制定する。

平成23年 2 月 22 日提出

所沢市長 当 摩 好 子

提案理由

所沢市立所沢図書館新所沢分館の新設及び所沢市立所沢図書館分館への指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

## 所沢市立所沢図書館設置条例

所沢市立所沢図書館設置条例（昭和39年告示第69号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
所沢市立所沢図書館	所沢市並木一丁目13番地
所沢市立所沢図書館所沢分館	所沢市元町27番1号
所沢市立所沢図書館椿峰分館	所沢市大字山口5,267番地
所沢市立所沢図書館狭山ヶ丘分館	所沢市若狭四丁目2,478番地の4
所沢市立所沢図書館富岡分館	所沢市大字北岩岡117番地の1
所沢市立所沢図書館吾妻分館	所沢市大字久米2,229番地の1
所沢市立所沢図書館柳瀬分館	所沢市大字城964番地の8
所沢市立所沢図書館新所沢分館	所沢市緑町一丁目8番3号

（管理）

第3条 図書館は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 所沢市立所沢図書館所沢分館及び所沢市立所沢図書館新所沢分館以外の図書館 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 所沢市立所沢図書館所沢分館 午前9時30分から午後7時（日曜日、土

曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）については、午後5時）まで

(3) 所沢市立所沢図書館新所沢分館 午前9時30分から午後9時（日曜日、土曜日及び祝日法による休日については、午後5時）まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 所沢市立所沢図書館狭山ヶ丘分館以外の図書館

ア 月曜日（祝日法による休日を除く。）

イ 祝日法による休日が月曜日に当たるときの翌日

ウ 月の最終水曜日

エ 12月29日から翌年の1月4日までの日（ア、イ及びウに掲げる日を除く。）

オ 年間2週間以内の図書整理期間

(2) 所沢市立所沢図書館狭山ヶ丘分館

ア 月曜日

イ 祝日法による休日及び同日が月曜日に当たるときの翌日

ウ 月の最終水曜日

エ 12月29日から翌年の1月4日までの日（ア、イ及びウに掲げる日を除く。）

オ 年間2週間以内の図書整理期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（事業）

第6条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存に関する事業
  - (2) 市民等への図書館資料の利用提供及びその利用のための相談に関する事業
  - (3) 他の図書館等との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借に関する事業
  - (4) 読書会、研究会、講演会、映画会、展示会等の開催に関する事業
  - (5) 関係機関及び関係団体との連絡及び協力に関する事業
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
- （入館の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館への入館を制限し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上特に支障があると認められるとき。

（利用方法）

第8条 図書館資料の利用方法は、館内における閲覧及び館外における貸出しとする。

（貸出しを受けることができるもの）

第9条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人貸出しにあっては、次のいずれかに該当する者とする。

ア 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

イ 飯能市、狭山市又は入間市に居住する者

- (2) 団体貸出しにあっては、市内の社会教育関係団体その他の団体とする。

（貸出しの停止等）

第10条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが貸出しの期間を経過後なお返却しないときは、図書館資料の返却を督促するものとする。

2 教育委員会は、貸出しの期間が経過する日の翌日から起算して教育委員会が別に定める日数を経過する日までに図書館資料を返却しないものに対して、新たな貸出しを停止することができる。

(損害の弁償等)

第11条 図書館資料を紛失し、又は毀損したものは、指定の図書館資料を代納し、又は代価を弁償しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によるときは、この限りでない。

2 前項の代納又は弁償が完了するまでは、教育委員会は、図書館資料の利用を禁止することができる。

(所沢市立所沢図書館協議会)

第12条 法第14条の規定に基づき、所沢市立所沢図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第13条 所沢市立所沢図書館所沢分館、所沢市立所沢図書館椿峰分館、所沢市立所沢図書館狭山ヶ丘分館、所沢市立所沢図書館富岡分館、所沢市立所沢図書館吾妻分館、所沢市立所沢図書館柳瀬分館及び所沢市立所沢図書館新所沢分館（以下「指定図書館」という。）の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条に掲げる事業のうち指定図書館の事業として教育委員会が定めるものに関する業務
- (2) 指定図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定図書館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

(読替え)

第15条 指定管理者に前条の業務を行わせる場合における第4条第2項、第5条第2項、第7条、第9条ただし書、第10条及び第11条第2項の規定の適用については、第4条第2項及び第5条第2項中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第7条、第10条及び第11条第2項中「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、第9条ただし書中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めた場合で、教育委員会の承認を得たときは」とする。

(教育委員会による指定図書館の管理)

第16条 教育委員会は、指定図書館の指定管理者の指定の手續等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第38号。以下「手續条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき、手續条例第3条の規定による指定ができなかったとき、又は手續条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第13条の規定にかかわらず、指定図書館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の所沢市立所沢図書館設置条例（以下「新条例」という。）第10条及び第11条の規定は、平成24年4月1日以後に図書館資料の貸出しを受けるものについて適用する。

3 この条例による改正前の所沢市立所沢図書館設置条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により置かれた所沢市立所沢図書館協議会は、新条例第12条第1項の規定により置かれる協議会とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第9条の規定により任命されている委員は、当該任期中に限り、新条例第12条第3項の規定により任命された委員とみなす。

(準備行為)

5 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。